

2020年11月9日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

要求書「東北大学における期末手当の引き下げを行わないこと」

人事院は2020年10月7日に、「期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定（現行4.50月）」することを含んだ国家公務員の給与勧告を行った。

東北大学における給与改定は、2015年10月27日役員会承認「本学職員の給与の取扱いに関する基本方針」に記載されているように、「民間企業の従業員の給与の動向、生計費等の諸要素が盛り込まれた人事院勧告を有力な参考資料として基本におきながら決定する」ことになっている。ただし人事院勧告を基本としつつも、給与水準を含めた職員の就業規則の変更は、労働者の過半数を代表する者の意見を聴く必要がある。特に不利益変更の場合は、「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない（労働契約法第9条）」。

東北大学として、もし人事院勧告を基に期末手当の引き下げを行う場合、大学の経営状況を含めて、不利益変更の必要性・相当性を含めた合理的理由を示して、教職員の理解・合意を得る必要がある。特に、基礎的な経営指標を用いた根拠説明は、独立行政法人通則法で「職員の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない（第63条）」としていることから必須である。

本年の国立大学の人件費は、年度当初に既に配分されている。大学法人の経営上、本年度に期末手当を引き下げる必要性は皆無である。東北大学における期末手当の引き下げを行わないことを強く要求する。